



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 98/2019年2月号

発行日：2019年2月26日

インフルエンザが過去最高を記録した2週前から急速に鎮静化し、過去5年でも2番目に少ない水準まで下がっている模様です。そんな一安心の中、続いてスギ花粉が飛散し始めています。前シーズンと比べると、北海道から関東甲信、東海は少ない傾向が予測されているようですが、油断せずに対策をしていきましょう。

### I. 最新情報（2019年1月1日～2019年1月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 1月18日	意見	会計制度委員会 報告第4号「外 貨建取引等の会 計処理に関する 実務指針」、同 14号「金融商 品会計に関する 実務指針」及び 金融商品会計に 関するQ&Aの 改正について (公開草案)	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）から2019年1月18日に公表されている企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」（以下「時価算定会計基準案」という。）及び企業会計基準公開草案第65号（企業会計基準第10号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）等に対応するため、会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建取引等実務指針」という。）、同14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）及び金融商品会計に関するQ&A（以下「金融商品会計Q&A」という。）について検討を行い、所要の見直しを行いました。今般、これを草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

			<p>1. 改正の背景</p> <p>ASBJ において、主に金融商品の時価の算定に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図るための検討が行われ、その結果、ASBJ から当協会に対し、関連する会計制度委員会報告等として、外貨建取引等実務指針、金融商品会計実務指針及び金融商品会計Q &amp; Aの改正の検討の依頼がありました。</p> <p>本公開草案は、当協会による検討の結果、金融商品会計実務指針等の改正を行うものです。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>金融商品会計実務指針等の主な改正内容は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 時価の算定に関する取扱い</p> <p>金融商品の時価の算定に関する取扱いについては、ASBJ が公表した時価算定会計基準案で定めることとされたため、金融商品会計実務指針等における定めは削除することといたしました。</p> <p>(2) その他有価証券の決算時の時価としての期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額の取扱い</p> <p>時価の定義の変更に伴い、金融商品会計基準におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その平均価額が改正された時価の定義を満たさないことから削除されています。これに併せ、金融商品会計実務指針においても、同様の規定を削除することといたしました。ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断については、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額</p>	
--	--	--	--	--

		<p>を用いることができる取扱いを踏襲し、その旨を明示することとしました。なお、この場合であっても、減損損失の算定には期末日の時価を用いることとしております。</p> <p>また、上記の取扱いに併せ、外貨建取引等実務指針において時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いる場合の換算についての取扱いも削除することとしました。</p> <p>(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券等の取扱い</p> <p>時価算定会計基準案において、時価を把握することが極めて困難な場合は想定されないため、当該取扱いを削除することといたしました。ただし、金融商品会計基準案にて、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲することが提案されております。</p> <p>3. 適用について</p> <p>改正金融商品会計基準を適用する連結会計年度及び事業年度から適用することを予定しております。</p>	
--	--	---	--

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年	意見	「独立行政法	独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政	－

1月25日		<p>人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&amp;Aの一部改訂（公開草案）の公表について</p>	<p>制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会（以下「会計基準等部会等」という。）から「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成29年9月1日）」が公表されたことを踏まえ、2018年（平成30年）9月3日付けで、会計基準等部会等から「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「独立行政法人会計基準」という。）の改訂が公表されました。</p> <p>これを受けて、独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&amp;Aについて、総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会の三者で改訂の検討を行ってまいりました。</p> <p>この度一応の見直しを終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p>	
-------	--	--	--	--

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 1月25日	意見	<p>「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」及び「IT委員会研究報告第45号「IT委員会実務指針第7号</p>	<p>本公認会計士協会（IT委員会）では、IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」（2017年4月26日改正）及びIT委員会研究報告第45号「IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」（2017年4月26日改正）の見直しを行い、一応の取りまとめを終えたため、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>本実務指針及び研究報告は、財務報告目的以外の受託業務に係る内部統制を検証し、報告する保証業務に関する実務上の指針を提供するものです。</p>	

		「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の改正（公開草案）の公表について	今般の改正では、2017年4月に、米国公認会計士協会（AICPA）から、2017年版の Trust Services Criteria（TSC）が公表されたことを受け、付録4の内容を中心に見直しを行うとともに、2018年2月にAICPAから公表された DC section 200 の内容を受けて、受託会社のシステムに関する記述書の記述規準について、見直しを行っております。	
2019年 1月31日	研究 報告	IT委員会研究報告第52号「次世代の監査への展望と課題」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	<p>日本公認会計士協会（IT委員会）は、2019年1月16日に開催された常務理事会の承認を受けて、IT委員会研究報告第52号「次世代の監査への展望と課題」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究報告では、最近のIT技術の進化を考慮して2030年頃の次世代の監査の在り方を展望するとともに、それを現実のものとするに当たって想定される諸問題についても明らかにしています。</p> <p>本研究報告の取りまとめに当たっては、2018年10月25日から2018年11月25日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。</p> <p>本研究報告は、現状におけるIT技術の進化に関する展望を基に取りまとめたものですが、今後も引き続き、IT技術の進化を含めた社会環境の変化に対応し、更なる監査の効率化及び品質向上に向けた調査・研究を進めて参ります。</p>	—

## 6. その他

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

IT委員会研究報告第52号「次世代の監査への展望と課題」が公表されました。ITは会社の日常業務と監査業務に影響を与えるものであり、AIの進化など把握しておく必要があると考えられます。今回は当該研究報告からRPA(Robotic Process Automation)の部分に関してピックアップしてみました。

ここでいう次世代とは、現在から数年先程度の未来の予測にとどまっており、予測不能な数十年先を捉えたものではありません。会社と監査人はRPAの導入などに際して内部統制のデザインなどに問題がないかなど十分に確認しながら進める必要があります。

#### 1. RPA の活用

##### (1) RPA の活用が会計業務へ与える影響

RPAとは、これまで人が行っていた作業を、機械学習やAIを含むコンピュータによる認知技術の活用によって自動化することをいう。ある部分について人の労働がシステムに置き換わるため、デジタルレイバー(仮想的労働者)とも呼ばれている。RPAは、人の作業をサポートすることが主な役割であった従来のシステムとは異なり、システム自体が業務プロセスの一部を担うことに大きな特徴がある。RPAの導入は、働き方や労働環境に大きな影響を与えられられる。

例えば、人には労働時間に制約があるがデジタルレイバーは24時間365日の労働が可能である点、人は集中力の低下などにより作業の質にばらつきが発生するがデジタルレイバーは常に与えられた指示の下同質の作業を実施できる点、などである。一方で、デジタルレイバーは与えられた指示の中で判断することはできるが、あいまいな指示を自ら解釈して適切な判断基準を作成することはできない。

そのためデジタルレイバーにいかに明確な指示(判断基準)を出すことができるかが、デジタルレイバーが有効に機能するために重要なこととなる。したがって、デジタルレイバーが力を発揮するのは、明確な判断基準を作ることができる程度に過去の情報等があり、また、将来にわたって発生する取引等の性質が従来と同様であることにより判断基準が継続して適用することができる領域である。この点で、伝票処理などの伝統的な会計業務はRPAとの親和性が高いと考えられる。

例えば、請求書について人がシステムに手入力していたものについて、請求書をスキャンした後はデジタルレイバーが請求書の内容を理解し、入力すべきデータを抽出し総勘定元帳などのシステムに登録、検証を行うようなケースが考えられる。この場合、請求書は過去に膨大な量が存在するため、判断基準を作成するための過去の情報は十分に存在する。また、請求書の内容は過去と大きな変更が発生することは少なく、過去の情報を基にした判断基準が継続して有効であることが多いと考えられる。このように伝統的な会計業務は、豊富な過去の情報が存在する点と取り扱う事象が反復的に発生するものであるため、過去の判断基準が継続的に有効である点で、デジタルレイバーが有効に機能する条件が揃っており、RPAが今後飛躍的に導入される分野であると考えられ

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

る。

また、RPA が拡大するということは、会計業務で取り扱うデータの標準化や定型化が進むことも意味する。これは、RPA が正しく判断し処理を行うためには、判断のための正しいロジックを与えるとともに、判断するデータにもある程度の均一性が必要となるからである。このことは、監査で活用することができる標準化されたデータが入手しやすくなることも意味する。さらに、より標準化された業務であるほど、人の労働から RPA への置き換えが容易であるため、RPA 導入を促進するために業務プロセス自体の標準化、定型化が進むことも考えられる。

RPA は、業務効率化に対する意識が高く、ビジネスプロセスのアウトソーシングが盛んな欧米で広まってきたが、近年、日本でも労働力不足問題の高まりとともに、大きな注目を集めるようになってきている。

## (2) RPA における内部統制

会計業務への RPA の適用の拡大により、内部統制は大きな影響を受けることが想定される。RPA には、決められた指示に対してその指示に準拠して均質に作業を実施するという特徴があるが、この特徴から、RPA が有効に機能するには、決められた指示が正しいということが大きな前提となっているものと考えられる。

すなわち、RPA は決められた指示が正しいかどうかを自ら判断することはできず、指示されたとおりに作業を実施することしかできないからである。人であれば、もし指示された内容に明確でないにしろ気になる点があれば、指示者に相談するなどして指示自体の適切性を担保する役割を担うことができる。一方で、デジタルレイバーは指示された内容が適切であるかを判断することができないため、既存の業務プロセスや周辺システムが変更されていたり、法令等の外部環境が変わっていたりした場合で、過去には適切であった指示が適切でなくなっている状況であっても、既に適切ではなくなった指示に従って作業を実施してしまうリスクがある。また、RPA を導入した場合にデジタルレイバーは間違わないという先入観の下で人が実施した時に比べて作業のモニタリングが弱くなり、デジタルレイバーへの指示が適切ではなくなっていることに気付くことができない可能性がある。

さらに、RPA では複数のシステムにまたがって処理を自動化することも多く、関連するシステムの全てに関与し続ける人材を確保することが難しいケースがある。このような場合、導入時の部員が異動などにより不在になることでプロセッシング部分を理解している人員がいなくなり、変更対応ができないといった問題が生じることが考えられる。また RPAは従来のシステム開発・変更に比べて、システム部門ではなく現業部門での開発がより多く行われる可能性がある。このことは、従来のシステム開発・変更では機能していた全般統制が機能せず、不適切な RPA が業務で利用されるという問題を生じさせることが考えられる。

## (3) RPA 導入に伴う影響

内部統制の有効性を検討する場合に、手作業による内部統制の場合は作業が継続的に実施されているかどうかといった運用状況の確認に主眼が置かれることが多かったことに比べて、デジタルレイバーにより実施される作業の場合は、デジタルレイバーへの指示が適切か、又は、指示を適切にメンテナンスできているかといった整備状況の確認を重視する必要があると考えられる。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved  
- 7 / 8 -

整備状況の確認に当たっては、従来の業務処理統制の評価に比べて、業務への適用に関するデザインの評価がより重要になると考えられる。これは、通常デジタルレイバーへの指示（内部統制のデザイン）は従来のスプレッドシートにおける関数などよりも複雑な条件判定や処理を含むものであり、また、そのアウトプットが、単純な単一のデータではなく、複数のアウトプットや後続への複数のインプットデータとなるためである。よって、作り手が意図したとおりにデジタルレイバーに指示ができていないかについては、慎重に検討を行う必要があると考えられる。デザインの評価においては、RPA のみに依拠するのではなく、手作業による内部統制も組み合わせて全体としての内部統制を構築することが適切な場合もあることにも留意する必要があると考えられる。

さらに RPA が意図したとおりに構築されるためには、全般統制におけるプログラムの開発及び変更管理の整備運用状況について、より高度に担保されることも必要となる。この点、RPA はシステム部門を介さずに現業部門のみで導入が行われることも多く、システム部門で構築された全般統制が適用されていない可能性があるため、留意する必要があると考えられる。

同時に RPA は複数のシステムや多様なデータを連携した処理を行うことが想定されるため、業務処理を行う担当者やシステム、データは広範囲にわたって当初のデザインどおりに運用される必要があり、運用状況の検証や不備が生じた場合の影響についても、より慎重な検討が必要となることが想定される。したがって、RPA がどのように業務で利用されているかをより慎重に検討することが必要になる。

以上

**【発行元】**

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703